



第8章 使い始めるとわいてくる 素朴な疑問にお答えします

お手軽無線モジュール 一問一答

藤田 昇 Noboru Fujita

免許不要の無線モジュールは気軽に使えるだけに、さまざまな場面で利用されているので、規格や法律に沿っているかどうかなど多種多様な質問が専門家に寄せられます。中でもよくある質問について回答します。
(編集部)

Q1 無線モジュールは産業機器にも組み込んで使えますか？

開放空間を利用する無線通信では干渉を完全にはなくせません。

また、免許不要局は他局からの干渉などに対して法的保護がありません。つまり、自己責任の上で電波を利用することになります。システムの重要度に応じて通信障害対策を講じておかなければなりません。

たとえば、誤り制御機能(誤り訂正や自動再送)を強化したり、バックアップ回線を用意することになります。

特に、無線通信の阻害によって人命や多大な財産の喪失につながるおそれのあるシステムに免許不要の無線システムを使うのは避けるべきです。

Q2 技適取得済みの無線モジュールを自社の装置に組み込みましたが、装置全体として再度技適を取得する必要がありますか？

無線モジュールをそのまま(改造などせずに)組み込んだときは、あらためて技適を取得する必要はありません。ただし、技適が取られていないアンテナを使っ

たり、給電線の長さを変更したりしたときは、技適の変更申請が必要です。

Q3 免許不要局に使用期限はありますか？

免許不要局には原則として使用期限がなく、機器が壊れるまで使えます。

対して、免許を必要とする無線局は使用期限(5年間とするものが多い)があり、それを過ぎると再免許

申請が必要です(表1)。

ただし、機器の保守寿命に制限があるので極端に長い使用期間は困難です。

表1 無線局の使用期限

	種別	有効期間	備考
免許不要局	微弱無線、市民ラジオ、小電力無線	無期限	-
登録局	5GHz帯無線アクセス・システムなど	5年	再登録で継続使用可能
免許必要局	義務船舶局、義務航空機局	無期限	-
	パーソナル無線	10年	再免許で継続使用可能
	その他(上記以外の免許必要局)	5年	再免許で継続使用可能

Q4 無線モジュールを輸入して日本で販売したいです。輸入した無線モジュールでも技適を取れますか？

取れます。ただし、申請時に必要な資料(系統図、接続図、操作保守要領書など)をメーカーから入手でき

ることが条件です。